

## 第十七章 請願等

### 第一節 請願の提出

憲 第一六条  
規 第二六条  
第 二五條

#### 四〇〇 請願書には、請願者の氏名及び住所を記載する

請願書には、請願者の氏名及び住所（住所のない場合は居所）を記載する。ただし、請願者が法人の場合は、その名称のほか、代表者の氏名を記載することを要する。

なお、法人を除いては、総代の名義による請願は、これを受理しない。

憲 第一六条  
規 第二六条  
第 二五條

#### 四〇一 外国人からの請願書を受理した例

第十五回国会 昭和二十七年十二月十三日揮発油税軽減に関する請願が日本在住の外国人から提出され、これを受理した。

第九十四回国会 昭和五十六年五月二十二日低レベル放射性廃棄物の太平洋への投棄反対に関する請

願が日本に短期間滞在の外国人から、日本における居所を記載の上、日本人と連名で提出され、これを受理した。  
その他同例がある。

国 第七九条

#### 四〇二 請願書の提出には議員の紹介を要し、請願書には紹介議員が署名又は記名押印する

議院に請願しようとする者は、議員の紹介により議長宛てに請願書を提出することを要するが、この場合、紹介議員は請願書に署名又は記名押印する。

参照 四〇三号

国 第七九条

#### 四〇三 請願書が提出された後に紹介議員が議員の地位を失つても、その請願は、なお存続するものとして取り扱う

請願書が提出された後にこれを紹介した議員が辞職、退職、逝去等により議員の地位を失つても、そ

の請願は、なお存続するものとして取り扱う。その主な例は次のとおりである。

第七回国会 昭和二十四年十二月二十二日受理した農家の保有米確保保障に関する請願（昭和二十五年一月二十日農林委員会に付託）の紹介議員中西功君は、昭和二十五年一月二十八日議員を辞職したが、同請願は、同年四月二十八日委員会の審査を終了し、同年五月一日の会議において採択された。

第十回国会 昭和二十五年十二月十三日受理した二本松電報電話局舎新築および電話交換方式変更等促進に関する請願の紹介議員橋本萬右衛門君は、同月二十七日逝去したが、同請願は、昭和二十六年一月二十七日電気通信委員会に付託され、同年三月二十九日委員会の審査を終了し、同月三十一日の会議において採択された。

第四十三回国会 昭和三十八年二月十八日受理した競争事業労働者の保障に関する請願の紹介議員吉田法晴君は、同月二十八日退職となったが、同請願は、同年三月一日商工委員会に付託され、同年七月六日同委員会において審査を行った（審査未了）。

第九十六回国会 昭和五十七年三月十六日受理した旧満州棉花株式会社の恩給対象機関認定に関する請願（同月二十六日内閣委員会に付託）の紹介議員江藤智君は、同年六月二十六日逝去したが、同請願は、同年八月十九日委員会の審査を終了し、同月二十日の会議において採択された。

第百回国会 昭和五十八年九月二十八日受理した慢性及び神経疾患の児童生徒の療育給付の拡大等に関する請願（同年十月七日社会労働委員会に付託）の紹介議員戸塚進也君は、同年十一月十八日議員を辞職したが、同請願は、同月二十四日同委員会において審査を行った（審査未了）。

第百二回国会 昭和五十九年十二月七日受理した非課税貯蓄制度の改正反対及び限度額の枠拡大に関する請願（同月二十一日大蔵委員会に付託）の紹介議員村田秀三君は、昭和六十年一月五日逝去したが、同請願は、同年六月二十一日同委員会において審査を行った（審査未了）。

第百十四回国会 平成元年四月二十七日受理した日本の森林の復元に関する請願（同年五月十二日農林水産委員会に付託）の紹介議員志吉裕君は、同年五月十五日退職となったが、同請願は、同年六月二十一日委員会の審査を終了し、同月二十二日の会議において採択された。

参照 一五一号、四〇二号

#### 四〇四 同一議員の紹介により同日に提出された同一内容の請願

##### 書は、一括し一件として取り扱う

同一議員の紹介により同日に提出された同一内容の請願書が数通あるときは、これを一括し一件とし

て取り扱う。

(注) 第八回国会昭和二十五年七月十九日の議院運営委員会において、この旨の決定があった。

#### 四〇五 請願書の受理は召集日から行う

会期末においては審査の都合上、請願書の紹介提出につき期限を付するのを例とする

請願書の受理は召集日から行う。

会期末においては、請願文書表の作成、委員会の審査等の都合上、議院運営委員会理事会の決定により、請願書の紹介提出につき、期限を付するのを例とする。その期限は、従来例によれば、おおむね会期終了日前五日乃至七日である。

#### 四〇六 会期が極めて短期間のため請願書を受理しなかった例

会期が極めて短期間のため、その会期中請願書の紹介提出は行わないとの議院運営委員会又は同理事

会の決定により、請願書を受理しなかったことがある。その例は次のとおりである。

第十一回国会（臨時）	会期三日間
第三十五回国会（臨時）	会期五日間
第六十九回国会（臨時）	会期七日間
第七十九回国会（臨時）	会期五日間
第八十三回国会（臨時）	会期四日間
第八十六回国会（臨時）	会期七日間
第九十九回国会（臨時）	会期六日間
第百六回国会（特別）	会期四日間
第百十回国会（臨時）	会期六日間
第百十五回国会（臨時）	会期六日間
第百二十四回国会（臨時）	会期五日間
第百三十回国会（臨時）	会期五日間
第百三十三回国会（臨時）	会期五日間
第百三十五回国会（臨時）	会期三日間

- 第三百三十八回国会（特別） 会期六日間  
第三百四十八回国会（特別） 会期三日間  
第三百五十二回国会（臨時） 会期四日間  
第三百六十七回国会（臨時） 会期四日間  
第三百七十二回国会（特別） 会期四日間  
第三百八十二回国会（特別） 会期三日間  
第三百八十四回国会（臨時） 会期六日間  
第三百八十八回国会（特別） 会期三日間  
第三百九十一回国会（臨時） 会期三日間  
第三百九十九回国会（臨時） 会期五日間  
第二百二回国会（臨時） 会期三日間  
第二百六回国会（特別） 会期三日間

（注）第三百五回国会（臨時）、第三百三十七回国会（臨時）及び第三百九十四回国会（臨時）においては、召集日の会期決定前に衆議院が解散されたため、請願書を受理しなかった。

## 四〇七 国会の休会中に請願書を受理した例

第三回国会 昭和二十三年十月二十四日から同年十一月七日までの国会の休会中、同年十月二十五日早月信号場を駅に昇格の請願書外一件を受理し、その後同休会中に十六件の請願書を受理した（これらの請願は、同年十一月十三日委員会に付託した）。

参照 二九号、一六九号、三八四号

## 四〇八 請願書の取下げは、議長が許可する

請願書の取下げは、議長がこれを許可する。この場合、請願者は、文書により紹介議員を経てその旨を議長に申し出ることを要する。

参照 一八九号

#### 四〇九 請願文書表は、毎週一回作成し、これを参議院情報ネットワークシステムに掲載することにより各議員に提供する

請願文書表は、休会中を除き、毎週一回作成し、これを参議院情報ネットワークシステム（インターネット）に掲載することにより各議員に提供する。

請願文書表には、請願ごとに受理番号、受理年月日、件名、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び請願の趣旨を記載する。なお、この場合、付託委員会別にまとめるのを例とする。ただし、付託すべき委員会が決まらない請願は、付託委員会未定の請願と表示し、付託委員会が決定したときは、その後提供する最近の文書表の当該委員会の欄に付託された旨を記載する。

（注）請願文書表は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、第百九十八回国会において本院規則の改正（令和元年六月二十六日議決）が行われ、同年八月一日に召集された第百九十九回国会から電磁的記録の提供その他の適当な方法により各議員に提供することとなった。

参照 二九号、四一一号

国 第八〇条  
 規 第二〇条の九  
 規 第二六条  
 憲規 第二六条

(規 第二九条)  
 (規 第二〇条の九)  
 (規 第二六条)  
 (憲規 第二六条)  
 (憲規 第二六条)

## 第二節 請願の付託

### 四一〇 請願は、請願文書表の提供と同時に委員会又は憲法審査会に付託する

請願は、毎週一回請願文書表の提供と同時に、議長が適当な委員会又は憲法審査会に付託する。ただし、会期末においては、週二回以上付託することがある。なお、会期末において文書表の提供が間に合わないため、これを提供することなく付託することがある。この場合、文書表は追って提供する。

参照 一七六号

### 四一一 請願を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする

請願が、いずれの常任委員会若しくは憲法審査会の所管に属するか明らかでない場合、数個の常任委

員会若しくは憲法審査会の所管に属する場合又は特別委員会の調査事項若しくは付託議案に関連のある場合で、付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難いときは、議長は議院運営委員会理事会に諮って付託するのを例とする。

参照 一七八号、一八二号、一八三号、四〇九号

#### 四二二 付託委員会を定め難い議案に関連する請願につき、当該議案の付託を待つて委員会に付託した例

第八十七回国会 昭和五十四年二月二十八日受理した元号法制化反対に関する請願等（十五件）の請願は、同年二月二日提出された元号法案（閣法第二号）が委員会に付託されるまで、付託委員会未定の請願として取り扱った。なお、同法案は同年四月二十七日内閣委員会に付託されたので、これらの請願も同日同委員会に付託した。

第一百回国会 昭和五十九年六月十五日受理した臨時教育審議会設置法制化反対に関する請願（百十件）は、同年三月二十七日提出された臨時教育審議会設置法案（閣法第四七号）が委員会に付託されるまで、付託委員会未定の請願として取り扱った。なお、同法案は同年七月十三日内閣委員会に

付託されたので、これらの請願も同日同委員会に付託した。  
その他同例がある。

なお、次のような例がある。

第七十五回国会 昭和五十年二月四日受理した山村振興法の有効期限延長等に関する請願（二件）

は、付託委員会を定め難いため同月二十六日の議院運営委員会理事會に諮り、農林水産委員会に付託した。なお、山村振興法の一部を改正する法律案（衆第一一号）は同年三月十三日提出され、同日同委員会に付託された。

参照 一七八号

### 四一三 不適正行政に対する苦情を内容とする請願は、行政監視

#### 委員会に付託する

行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足等によって生じた不適正行政に対する苦情を内容とする請願（苦情請願）は、行政監視委員会に付託する。

（注）行政監視委員会は、第四百四十二回国会における国会法及び本院規則の改正により、第四百四十二回国会平成十

年一月十二日（召集日）に新設された。

#### 四一四 裁判官の罷免を求める請願は、委員会に付託しないで裁判官訴追委員会に送付する

裁判官の罷免を求める請願については、議長は、これを委員会に付託しないで、裁判官訴追委員会に送付する。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十一月十二日に受理した最高裁判所裁判官ひ免に関する請願は同月十七日裁判官訴追委員会に送付した。

#### 四一五 請願の付託を変更した例

請願を委員会に付託した後、他の委員会に付託を変更することが必要であると認めるときは、議長は、付託を変更する。その主な例は次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年二月二十三日地方行政委員会に付託した広島市大須賀町に特殊飲食店

街設置反対の請願は、同年六月七日厚生委員会に付託を変更した。

第四十三回国会 昭和三十八年二月一日及び同年六月七日外務委員会に付託したI・L・O条約第八十七号即時批准等に関する請願外二件の請願は、同年六月十四日国際労働条約第八十七号等特別委員会が設置されたため、同月十七日同特別委員会に付託を変更した。

第八十四回国会 昭和五十三年三月三十一日交通安全対策特別委員会に付託した駅前自転車置き場の管理機関に関する請願は、駅前自転車置き場等の整備に関する法律案が建設委員会に付託されたため、同年六月六日同委員会に付託を変更した。

第九十四回国会 昭和五十六年四月二十四日社会労働委員会に付託した在留外国人に対する国民年金法の適用等に関する請願は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案が法務委員会に付託されたため、同年五月九日同委員会に付託を変更した。

第四百四十回国会 平成九年三月七日、同月二十一日及び二十八日外務委員会に付託した沖縄の米軍基地の縮小・撤去、日米地位協定の見直し、軍用地強制使用のための立法措置反対に関する請願外六件並びに同年二月二十一日及び三月七日沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託した沖縄米軍用地強制使用のための特別立法反対等に関する請願外一件は、日本国とアメリカ合衆国と

の間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会に付託されたため、同年四月十一日同特別委員会に付託を変更した。

参照 一八四号

### 第三節 請願の会議

#### 四一六 請願は、一括して議題とするのを例とする

第四十六回国会以後、請願は、特に必要がある場合のほかは、委員会の審査を終わったもの全部を一括して議題とするのを例とする。

(注) 第四十六回国会昭和三十九年六月二十六日の議院運営委員会理事会において、同日の会議における請願は一括して議題とし、委員長報告を省略することに決定し、また、第四十七回国会昭和三十九年十二月十七日の議院運営委員会理事会において、以後請願の上程については、これを一括して議題とし、委員長報告を省略

することに決定した。

参照 二四六号

(国 第八〇条)  
(規 第二〇四条)

#### 四一七 請願は、委員長の報告を省略するのを例とする

第四十六回国会以後、請願は、特に必要がある場合のほかは、議院に諮り委員長報告を省略するのを例とする。

参照 二九五号

国 第八〇条  
規 第二〇七条  
規 第二七条

#### 四一八 請願は、委員会決定のとおり採択するか否かについて採決する

請願は、委員会決定のとおり採択するか否かについて採決する。

この場合、議長は請願に対する議員の表決に支障を来さないように、一括し又は分けて採決する。

(注) 委員会は、採択すべき請願については、内閣に送付するを要するものと要しないものとに区分し、必要に応

じて意見書案を付する。

参照 二三五号、四一九号

## 第四節 請願審査後の処理

### 四一九 内閣において措置するを適当と認めた請願は、内閣に送付する

採択した請願のうち、内閣において措置するを適当と認めたもの（内閣に送付するを要するものと議決されたもの）は、即日、内閣に送付する。

意見書が付されたものについては、意見書を併せて送付する。

参照 四一八号

## 四二〇 請願の処理経過は、内閣から毎年議院に報告される

請願の処理経過は、内閣から毎年おおむね二回議院に報告される。なお、請願の処理経過は、参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供する。

（注）請願の処理経過は、印刷して各議員に配付していたが、議院運営委員会理事会におけるペーパーレス化の協議を踏まえ、令和元年十月四日に召集された第二百回国会から参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載することにより各議員に提供することとなった。

（国 第七九条）

## 四二一 請願の審査結果は、紹介議員に通知する

請願の審査結果は、紹介議員に対し、当該議員紹介に係る請願に関する採択、不採択等の結果を速やかに通知する。

（注）第三百三十二回国会平成七年六月二日の議院運営委員会理事会において、請願紹介議員から請願者へ審査結果を連絡する際の利便を図るため、紹介議員に対し、当該議員紹介に係る請願に関する採択、不採択等の審査結果を速やかに通知する旨の決定があった。

## 第五節 地方議会からの意見書

### 四二二 地方議会から提出された意見書は、関係委員会に送付する

地方自治法第九十九条の規定に基づいて地方議会から意見書が提出されたときは、これを受理した後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載し、関係委員会に参考のため送付する。また、意見書の受理一覧及び意見書本文を参議院情報ネットワークシステム（イントラネット）に掲載する。

（注） 1 第四百七回国会における地方自治法の改正（平成十二年法律第八十九号）により、同法第九十九条が改められ、普通地方公共団体の議会は意見書を関係行政庁のほか、国会にも提出できることとなったため、第四百四十九回国会平成十二年七月二十八日の議院運営委員会理事会において、地方議会から意見書が提出されたときは、受理後、その件名及び提出議会名を参議院公報に掲載の上、関係委員会に参考送付する旨の決定があった。また、第二百一回国会令和二年三月四日の議院運営委員会理事会において、意見書の受理一覧及び意見書本文について、参議院情報ネットワークシステムに掲載する旨の決定があった。なお、地方議会からの意見書は、閉会中にも受理する。

2 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）の制定に伴い、同法第十一条第八項の規定に基づいて、認定地方公共団体等が国会に提出できることとなった復興特別意見書の取扱いについては、第七十九回国会閉会後平成二十四年一月十九日の議院運営委員会理事会において、受理後、復興に関する事項を所管する委員会に参考送付し、その件名、提出地方公共団体名等を参議院公報に掲載する旨の決定があつた。なお、復興特別意見書は閉会中にも受理する。また、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の制定に伴い、同法第三十九条（現行第七条の二）第一項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第八項の規定に基づいて、福島県知事が国会に提出できることとなった福島復興再生特別意見書の取扱いについては、第八十回国会平成二十四年四月四日の議院運営委員会理事会において、復興特別意見書と同様とする旨の決定があつた。

参照 五〇六号